

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと捉え、経営の効率化・意思決定の迅速化を推進しております。また、コンプライアンスの実践を重要な経営事項と認識し、当社グループ全従業員に法令および社内規程の遵守を求めるなど、コンプライアンス意識の強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【4-1(2)】

(中期経営計画の分析及び株主への開示)

中期経営計画は3年に1度更新し、策定しています。社内において目標未達の原因等の分析は実施していますが、株主への説明・開示は行っておりません。

【4-2(1)】

(経営陣の報酬)

当社の経営陣への報酬は、株主総会で承認された報酬総額の限度内において株主総会で決定しております。

なお、業績連動型報酬や、自社株報酬は導入しておりません。

【4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役を1名のみ選任しております。

当社は現状の業容からコストをかけてさらに社外取締役を招聘することは困難であり、当面は少数精鋭の取締役会として運営していきたいと考えております。

【4-11(3)】

(取締役会の実効性についての分析・評価)

取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後の検討事項とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築・維持・強化、業務提携等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し、保有することができるものとします。その中でも特に主要な株式については、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し、取締役会において報告を行います。

また、議決権の行使については、議案内容を精査し、当該取引先及び当社の価値向上に繋がるか判断した上で適切に議決権を行使しております。

【1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間取引については取締役会の付議事項となっており、会社や株主共同の利益を害することのないよう、慎重に審議します。役員には関連当事者間取引に関する報告書を提出させ、1,000万円以上の取引の場合は速やかに開示します。

【3-1 情報開示の充実】

(1) 会社のめざすところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ウェブサイトに掲載しております。(http://www.heiwapaper.co.jp/corporate/top_message.html)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1-1 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、世間水準および対従業員給与とのバランスを考慮して取締役会で決定します。

(4) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役及び監査役候補の指名を行なうにあたっての方針・手続については、社内規程等で定めておりませんが、下記を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。

・取締役候補の選定について

当社の企業理念・経営理念に基づき、当社のみならず関連業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行います。

・監査役候補の選定について

当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務を執行・監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定

及び指名を行いません。

・社外役員候補者の選定について

社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うとともに、経営、法務、財務および会計、人事労務等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行なう能力を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行いません。

(5) 役員指名を行なう際の、個々の選任・指名についての説明

定時株主総会招集ご通知において、取締役・監査役の選任理由について各候補者の指名理由を開示しております。

【4-1(1)】

(経営陣に対する委任の範囲とその概要)

当社は、決裁権限基準に基づき、取締役会、経営会議、代表取締役、管掌取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、独立・中立性は勿論、経済・金融情勢などの変化やビジネスについて認識しつつ、経営判断及び企業統治の健全性と透明性の観点から、高い見識と知見に基づく意見や指摘を受けることを期待しており、そういった観点から選任しております。有価証券報告書において、独立社外取締役の独立性判断基準及び資質を開示しております。

【4-11(1)】

(取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

取締役会の員数は定款で定める13名以内であり、多様な専門知識を持った9名の取締役で構成されております。取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模は適切であると判断します。また、取締役の選任理由については、定時株主総会招集ご通知に個別に記載し開示しております。

【4-11(2)】

(取締役・監査役の兼任状況)

兼任状況は招集通知、有価証券報告書等で開示されており、その数は合理的な範囲であると判断します。また、各社外役員はほとんどの取締役会に出席しております。

【4-14(2)】

(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

自らの役割や法的責任等について認識を深めるために、取締役・監査役全員を対象とした研修を適宜実施しています。

【5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

管理統括本部総務人事部が窓口となり、面談の申込みがあった場合には前向きに対応します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
特種東海製紙株式会社	814,100	8.38
王子エフテックス株式会社	745,000	7.67
平和紙業取引先持株会	594,800	6.13
日本製紙株式会社	383,500	3.95
北越紀州製紙株式会社	306,000	3.15
小島勝正	285,243	2.94
富士共和製紙株式会社	269,000	2.77
東京製紙株式会社	245,950	2.53
清家豊雄	221,872	2.28
春日製紙工業株式会社	202,750	2.09

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

1. 当社は、自己株式を404,099株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
柴田貢	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田貢			柴田貢氏は、柴田園芸刃物株式会社の経営に長年にわたって携われ、その豊富な経験と幅広い見識により、中立、公正な立場から当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等に十分その職務を果たしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、同氏は当社経営陣と独立した地位を有し、当社との主要な取引関係がないため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査計画策定時、四半期監査時、期末監査時には会合を開催し、監査役は監査法人より説明を受け、お互いに情報・意見交換を行なっています。また、必要に応じて監査現場に立ち会うなどして、連携を密にしています。
 監査役は、内部監査部門より監査の都度報告を受け、意見交換し情報の共有を図っています。また、必要に応じて特定事項についての調査を依頼するなどして、連携を密にしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
富田一夫	他の会社の出身者														
松岡幸秀	公認会計士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富田一夫		富田一夫氏は、株式会社MIKI建築設計事務所の代表取締役管理建築士をしており、当社は同社に社屋、物流倉庫等の建築設計を依頼することがありますが、取引金額は小額であります。	当社と異なる業界に所属し、客観的立場から当社の経営を監査できることが可能と判断し、社外監査役に選任しています。
松岡幸秀			公認会計士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。 また、同氏は当社経営陣と独立した地位を有し、当社との主要な取引関係がないため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、株主に対する利益配分を最重要と考えており、現時点では、インセンティブを実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び定時株主総会招集ご通知添付書類の事業報告に総額開示しております。なお、個別開示基準である連結報酬総額1億円以上の該当者はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役が内部監査室に対して職務の補助を要請したときは、原則として代表取締役はこれに応諾するとともに、必要な協力をを行う体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の企業規模や事業内容から、監査役設置会社形態が現状では最適であると判断しております。取締役会は、取締役9名で構成されており、原則毎月1回開催し経営の基本方針およびその他の重要事項はすべて付議され、業績の進捗についても議論し対策等を検討しております。また、社外取締役を選任しており、経営環境の変化に迅速に対応できる体制となっております。

取締役会終了後開催の役員報告会においては、各部門およびグループ各社から業務執行に関する主要な報告を受けております。さらに会長を中心とする経営会議を原則毎月1回開催しており、業務執行に先立って、業務運営上の重要課題を協議しております。

監査役は3名で、2名は非常勤の社外監査役(1名を独立役員に指定)であり、もう1名は常勤監査役として常時執務しており、全員取締役会に出席し取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。なお、社外監査役と当社との取引等の特別な利害関係はなく、監査役の機能強化に向けた取組状況は、前述の【監査役関係】に記載のとおりです。

また、内部監査室を設置しており、監査役と協力関係の下、年間スケジュールを立てて毎月必要な内部監査を実施しております。当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて、弁護士などの複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を採っております。

なお、当社は会計監査人に双葉監査法人を選任し、会計監査を受けております。監査法人および会計監査業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、事業に精通した取締役による的確かつ迅速な意思決定を可能にするとともに、社外取締役及び監査役による適正な意見具申や業務執行に対する監督機能が担保されていることから、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月28日開催の平和紙業株式会社第85期定時株主総会の招集通知は6月7日に発送しております。
その他	招集通知の発送前日の平成30年6月6日に、当社ウェブサイトに掲載しております。 http://www.heiwapaper.co.jp/

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報・決算情報以外の適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理統括本部総務人事部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001:2004審査登録

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
服務規律をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を、役員及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、その徹底を図るため、管理統括本部総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員及び使用人に対する教育等を行います。内部監査室は、管理統括本部総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は必要に応じ、取締役会及び監査役会に報告されるものとします。法令上疑義のある行為等について、役員及び使用人が直接情報提供を行う手段として、管理統括本部総務人事部内に通報、相談窓口を設置、運営しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の記録として、各種議事録、稟議書、契約書等を法令及び文書取扱規程に従い適切に保存、管理し、監査役会または監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する体制となっています。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
A. リスク管理については、経営危機管理規程を制定し、その対応を明確にしています。
B. 管理統括本部総務人事部をリスク管理統括部署と位置づけ、各部門担当取締役の業務に係るリスク管理状況を把握し、必要に応じて支援提言を行います。
C. 内部監査室は代表取締役の指示により、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会に報告します。

(4) 当社及び当社子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下に記載の経営管理システムを用いて、事業の推進に伴うリスクを継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保しています。
A. 会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に検討するため、主要な取締役で経営会議を組織し審議しています。
B. 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、当社及び当社子会社全体の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行っています。
C. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために内部監査を実施しています。
D. 会計監査人の代表取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、監査役会が事前に報告を受領し、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要します。

(5) 当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
A. 管理統括本部総務人事部を法令等遵守の統括部署と位置づけ、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部で事前に適法性等を検証しています。
B. 取締役の職務執行は、「職務権限規程」「業務分掌規程」等に従い適正かつ効率的に行われる体制となっています。
C. 内部監査室は、適切な業務運営体制を確保するために、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施しています。

(6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
毎月の取締役会後の役員報告会において、子会社の代表取締役より取締役等の職務執行について報告を受ける体制となっています。

(7) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
A. 監査役会並びに内部監査室による調査・監査は、関係会社についても実施対象としています。
B. 当社グループにおける法令・諸規則・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報処理制度を実施しています。

(8) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在監査役の補助使用人は配置していませんが、今後必要となったときには、代表取締役の指揮命令には服さない専属の使用人を配置します。

(9) 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
前項の補助使用人を配置する場合における人事、その使用人の考課・報酬等については、監査役会の同意を得たうえで取締役会で決定します。

(10) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は監査役へ、法定の事項に加えて以下の事項を遅滞なく報告する体制となっています。
A. 経営会議に付議、報告された案件のうち特に重要な事項
B. 内部監査室が実施した監査の結果
C. 内部通報制度による通報の状況

(11) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
当社監査役が年1回直接子会社へ赴き、必要な報告を受けています。また、「公益通報の取扱いに関する規程」において、管理統括本部総務人事部が通報の事実を当社監査役に通知するよう定められています。

(12) 前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「公益通報の取扱いに関する規程」において、通報者等の保護が保障されています。

(13) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
出張等における費用は旅費規程において、その他の費用又は債務は稟議規程に定められている範囲内で申請・精算処理をしています。

(14) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会が指名する監査役が、内部監査室に対して職務の補助を要請したときは、原則として代表取締役はこれに応諾するとともに、必要な協力を行う体制となっています。

(15) 法令遵守体制
取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、次の施策を行います。

A.反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム等に関する基本的な考え方」において、反社会的勢力との関係遮断を宣誓しております。

(外部専門機関との連携)

警察署の暴力担当課、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関と連携するため、平素から連絡体制を構築し情報交換を行なっています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社は、会社情報の適時開示にあたって、開示対象となる情報を適切に識別して網羅的に収集し、適時開示等規則その他の関連諸法令・諸規則を遵守しつつ、正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な情報が記載された開示資料の作成を行い、承認・決定等を実施したうえで、適時、適切に開示を行っております。

1. 会社情報の適時開示に係る組織等

会社情報の適時開示については、管理統括本部長を責任者とし、管理統括本部総務人事部を事務局として会社情報を集約し開示する体制をとっております。

2. 会社情報の内容及び管理等

決算情報等機関決定が必要な情報については取締役会で決議及び承認を経た後で、速やかに開示しております。その他、事務局に集約される会社情報については、管理統括本部長が社長と協議のうえ、適時、適切に開示を行っております。

3. 会社情報の公表

情報開示にあたっては、東京証券取引所の「T Dnetシステム」への登録を行うとともに、報道機関への公表を行うなど、株主、投資者等への適時、適切な情報開示を行っております。

【参考資料: ガバナンス体制の模式図】

